

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、福祉事務所及び保健所」を「及び福祉事務所」に改め、同条第3号中「及び保健所」を削る。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 区民部長、税務長、福祉部長及び保健部長

第8条第2項第3号中「及び保健所長」を削る。

第9条第2項第2号を次のように改める。

(2) 区民部長、税務長、福祉部長及び保健部長

第9条第2項第3号中「及び保健所長」を削り、同項第4号中「、次長」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)